

岩手県後期高齢者医療広域連合議員選挙選挙長告示第4号

平成19年2月6日に告示した岩手県後期高齢者医療広域連合議員選挙のうち、広域連合規約第7条第2項第1号に定める市町村長から選出する議員については、候補者の数が選挙すべき議員の数を超えないことから岩手県後期高齢者医療広域連合議員の選挙に関する規則第13条第1項の規定により投票は行わない。

平成19年2月20日

岩手県後期高齢者医療広域連合議員選挙  
選挙長 岩本宏己

